

第2期熊本県ギャンブル等依存症 対策推進計画（案）

令和 年 月

熊 本 県

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 ギャンブル等依存症の定義
- 5 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる現状と課題

- 1 ギャンブル等施設の状況
- 2 ギャンブル等依存症の状況
- 3 ギャンブル等依存症者の相談状況
- 4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題の状況
- 5 医療機関及び民間団体の活動の状況
- 6 ギャンブル等依存症対策を推進する上での主な課題

第3章 計画の方向性

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策体系

第4章 重点目標

第5章 具体的な取組み

- 1 発生予防（1次予防）
 - (1) 予防教育の推進
 - (2) 普及啓発
 - (3) 不適切な誘引の防止
- 2 進行予防（2次予防）
 - (1) 相談支援の充実
 - (2) 医療提供体制の充実
- 3 再発予防（3次予防）
 - (1) 社会復帰支援及び家族支援
 - (2) 民間団体の活動支援
- 4 基盤整備
 - (1) 相談機関と医療機関等の連携
 - (2) 人材育成
 - (3) 調査・研究の推進

第5章 推進体制

- 1 関連施策との有機的な連携
- 2 計画の見直し及び推進体制

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

多くの人々が公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいますが、その一方でこれらのギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるとともに、多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺等の重大な社会問題に発展する場合もあります。

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるにもかかわらず、専門的に治療できる医療機関が少ないとや、治療・支援体制や相談窓口に関する情報が十分ではないために、ギャンブル等依存症の本人や家族が必要な治療や相談を受けられていません。

このような中、国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図ると共に、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号）（以下「法」という。）を制定しました。また、国は、平成31年4月に法第12条に基づき「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、令和4年3月には、基本計画の見直しを行っています。

こうした動向を踏まえ、本県においても、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するために「熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画」を令和4年3月に策定し、各関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の発生・進行・再発の各段階に応じた適切な対策を講じてきたところです。

なお、令和7年3月には、国において「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の改定が閣議決定され、オンラインギャンブルの普及に伴う新たな依存リスクへの対応、若年層への支援強化、相談体制の充実、地域連携の強化などが盛り込まれました。また、令和7年6月には「ギャンブル等依存症対策基本法」の改正が行われ、違法オンラインギャンブル等のウェブサイトを提示・誘導する行為の禁止や、国・自治体による周知徹底の義務化などが新たに規定されました。

これらの国の動向を踏まえ、本県においても、令和6年度にギャンブル等依存症対策専門部会及び熊本県社会福祉審議会に付議し、第1期推進計画の期間を令和7年3月までの3年間だったものを令和8年3月までの4年間にした上で、第2期推進計画に法改正および基本計画の改定内容を的確に反映させ、ギャンブル等依存症に係る対策を一層強化することで、県民の健全な生活の確保と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指してまいります。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第13条に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進を図ることを目的として策定します。

また、本計画は「第2期熊本県アルコール健康障害対策推進計画」、「熊本県薬物乱用対策実施計画」、「第3期熊本県自殺対策推進計画」、「第8次熊本県保健医療計画」及び「第5次くまもと21ヘルスプラン（第5次熊本県健康増進計画）」との調和を図ったものとします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

4 ギャンブル等依存症の定義

法第2条では、「ギャンブル等依存症」を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為¹）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障をきたしている状態」と定めており、本計画においても同じ定義とします。

5 ギャンブル等依存症に関する諸問題

ギャンブル等依存症は本人だけではなく、その家族等の日常生活や社会生活にも支障をきたし、のめり込んだ結果として、以下のような問題にも繋がる可能性があるため、早期の対応が必要です。

（1）多重債務

ギャンブル等に使う賭金を確保するために、複数の金融機関等から借金を重ね、返済が困難になる場合があります。

（2）貧困

賭金を確保するために生活費を使い込み、生活が困窮する場合があります。

（3）虐待（家庭内暴力（DV²）・児童虐待）

ギャンブル等にのめり込むことにより、些細なことで情緒不安定となり、子どもや配偶者等、家庭内での暴力に及び、家族問題へと発展する場合があります。

（4）犯罪

賭金を確保するため、横領や窃盗、詐欺等の犯罪に至る場合があります。

（5）自殺

ギャンブル等にのめり込むことにより生じた問題が解決できなくなり、精神的に追い込まれ、自殺、自殺未遂に至る場合があります。

（6）他の精神障がい

ギャンブル等依存症の本人は、発達障害、知的障害、うつ病、不安障害等、他の精神障がいを抱えている場合があり、それらの障がいに対する対応が必要となる場合があります。

¹ 偶然に得られる成功や利益を目的とする行為のことです。

² Domestic Violence の略で、家庭内での暴力や攻撃的行動のことです。

第2章 ギャンブル等依存症をめぐる現状と課題

1 ギャンブル等施設の状況

(1) ギャンブル等の施設数の状況

熊本県内にあるギャンブル等の施設数は表1のとおりです。

県内の公営競技場は競輪が1施設のみとなっていますが、公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）については、電話やインターネット、ワインズやボートピア等の発券所において投票が可能であり、競技場に出向かなくても公営競技への参加が可能となっています。

表1 全国及び熊本県内のギャンブル等施設の状況

※（ ）内は場外発券所の数

	中央競馬 地方競馬	競輪	オートレース	ボートレース	ぱちんこ パチスロ
熊本県	0 (2*)	1 (5*)	0 (2*)	0 (1*)	111
九州	2 (6)	5 (14)	1 (7)	5 (26)	927
全国	25	43	5	24	6,706
時点	令和7年7月				令和6年12月

（出典：熊本県障がい者支援課調べ）

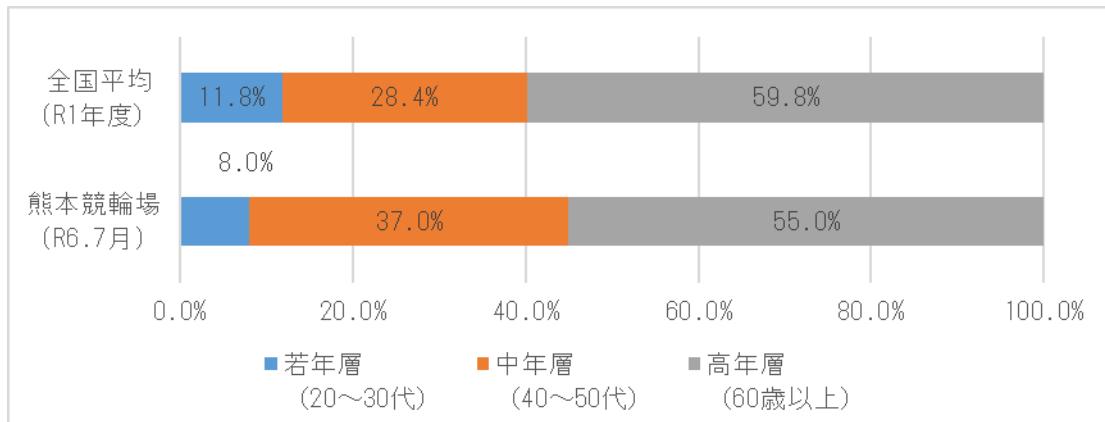
※ 県内の場外発券所：競馬2（荒尾、八代）、競輪5（熊本、宇土、八代、天草、玉東）、オートレース2（宇土、八代）、ボートレース1（長洲）

(2) 熊本競輪の状況

熊本競輪場は、昭和25年7月に開設された公営競技施設です。平成28年の熊本地震の影響により、競輪の開催ができない状況が続き、場外発売のみを行ってきましたが、令和6年7月にリニューアルオープンし、レースも再開しています。

熊本でのレースは、年間で数十日開催されるほか、場外発売は、年間320日程度開催しており、1日300～1,000人程度の入場者数となっています。熊本競輪場への入場者の年齢構成をみると、全国平均と比べ、中年層（40～50代）が多い傾向にあります。

図1 熊本競輪場入場者の年齢構成

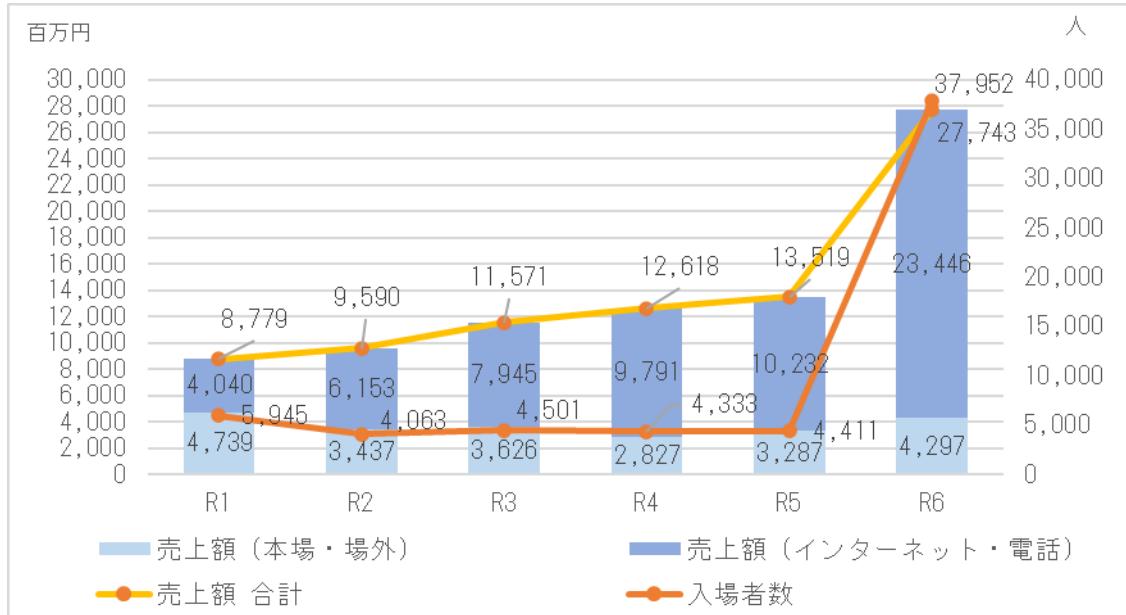


（出典：熊本市競輪事務所調べ）

令和元年度以降、対面での売上額が減少する一方、インターネット売上額等の増加により売上額全体では若干の増加傾向にありました。令和6年度はリニューアルオープンしたことによる影響で、倍増となっています。また、入場者数は、令和2年度まで減少傾向にあり、近年は横ばいで推移していましたが、同じくリニューアルオープンに伴い、令和6年度は、前年度と比較し約9倍となっています。

インターネット投票や電話投票が売上額に占める比率は、令和6年度には、全体の約85%という水準まで増加しています。

図2 熊本競輪場の売上額及び入場者

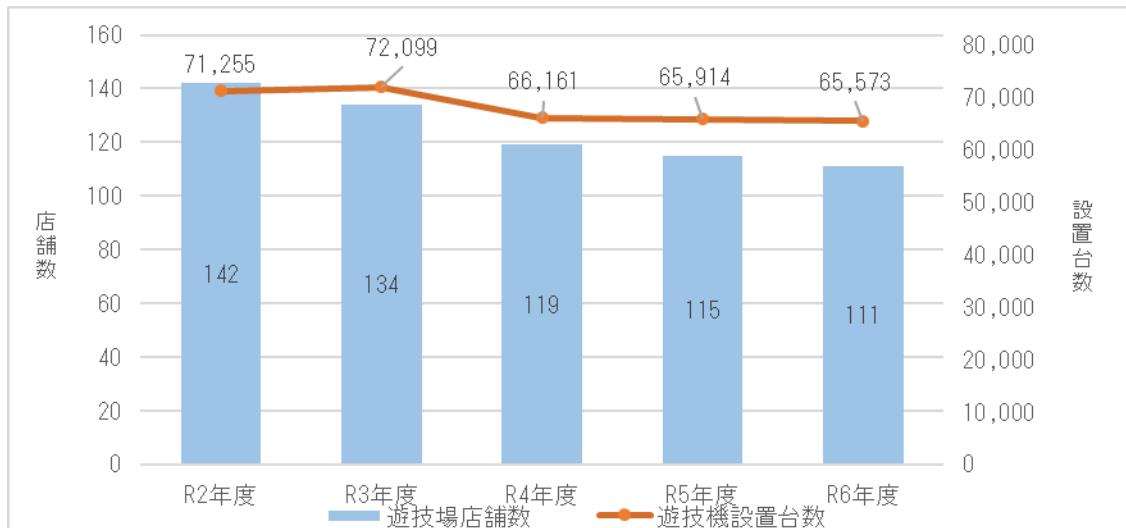


(出典：熊本市競輪事務所調べ)

(3) ぱちんこ・パチスロの状況

本県の遊技場店舗数は、近年減少傾向にあり、それに伴い遊技機の設置台数も同様の傾向にあります。令和6年度の遊技場店舗数及び遊技機設置台数については、九州内では福岡県(265店舗、151,857台)、鹿児島県(160店舗、67,930台)に次ぎ、3番目(111店舗、65,573台)に多くなっています。

図3 熊本県における遊技場店舗数及び遊技機設置台数の推移



(出典：全日本遊技業事業協同組合連合会資料)

2 ギャンブル等依存症の状況

(1) ギャンブル等依存症が疑われる者の状況

令和5年度に国立病院機構久里浜医療センターが、国民の娯楽と健康に関するアンケート（表2）を行いました。

同調査では、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」（PGSI³8点以上）の割合を18歳から74歳人口の1.7%（1.5%～1.9%）⁴と推計⁵しています。

表2 国民の娯楽と健康に関するアンケート（令和5年度）

研究実施主体	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター		
調査方法	自記式アンケート調査		
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より層化二段無作為抽出 (18歳～74歳)		
調査対象者	18,000名		
有効回答者数	8,898名（有効回答率49.4%）		
過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われるもの（PGSI8点以上）	推計値	1.7% (1.5～1.9%)	

※ 層化二段無作為抽出・・・全国の市町村を都道府県と都市規模によって分類し、地区・都市規模別各層における推定母集団の大きさにより、18,000の標本数を比例配分するもの

（出典：国立病院機構久里浜医療センター）

³ Problem Gambling Severity Index の略で、海外の多くのギャンブル問題に関する調査で用いられているギャンブル依存症の自記式スクリーニングテスト（27点満点）であり、本調査では、その回答から算出した点数が8点以上の場合に依存症の疑いありとされています。

参考表：PGSI（自記式スクリーニングテスト）例

		全くない	ときどき	たいていの場合	ほとんどいつも
1	どのくらいの頻度で、失っても本当に大丈夫な金額以上のお金をかけましたか。	0	1	2	3
2	どのくらいの頻度で、同じだけの興奮の感覚を得るために、それまでよりも多くの金額をギャンブル等に費やすなければなりませんでしたか。	0	1	2	3
3	どのくらいの頻度で、ギャンブル等で負けた金額を取り返そうと、別の日にギャンブル等をしに戻りましたか。	0	1	2	3
4	どのくらいの頻度で、ギャンブル等をするお金を得るために借金をしたり、物を売ったりしましたか。	0	1	2	3
5	どのくらいの頻度で、自分がギャンブル等に関して問題を抱えているかもしれないを感じましたか。	0	1	2	3
6	どのくらいの頻度で、あなたがその通りだと思うかどうかにかかわらず、周囲の人々があなたがギャンブル等をすることを批判したり、あなたがギャンブル等の問題を抱えていると言ってたりしましたか。	0	1	2	3
7	どのくらいの頻度で、自身のギャンブル等のやり方や、ギャンブル等の結果として起こることについて、悪いとか申し訳ないと感じましたか。	0	1	2	3
8	どのくらいの頻度で、ギャンブル等が健康問題を引き起こしましたか。これにはストレスや不安も含みます。	0	1	2	3
9	どのくらいの頻度で、ご自身のギャンブル等によって、あなたや家庭に金銭的問題が引き起こされましたか。	0	1	2	3

出典：ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト PGSI (Problem Gambling Severity Index)

いかがでしたか。回答の点数を合計しましょう

合計 点

⁴ () 内は95%信頼区間（同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間）です。

⁵ ギャンブル等依存が疑われる者の推計は、あくまでも問題を有する可能性がある者を検出するものであり、スクリーニングテストで検出された者が、実際にギャンブル障害の診断基準に該当するかどうかについては医師の診察および診断が必要とされ、スクリーニングテストによる数値の解釈は慎重に行うことが望ましいとされています。

(2) 県内のギャンブル等依存症が疑われる者の状況

(1) の国内のギャンブル等依存症の疫学調査の結果を熊本県の人口（令和2年国勢調査）に換算すると、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」は約2万人と推計されます。

(3) 行動者率

総務省が実施した「令和3年社会生活基本調査」（5年おきに実施）によると、本県における10歳以上の人口のうち、過去1年間において1回以上「ばらんこ」を行った人の割合（以下「行動者率⁶」という。）は、8.2%となっており、全国平均の6.3%に比べて未だ高い水準にあるものの、平成28年の12.9%と比べ、減少しています。

また、本県の行動者率を高い方からの順位で見ると、全国及び九州内とともに4位となっており、本県を含む九州各県で高い傾向が見受けられます。

図4 行動者率

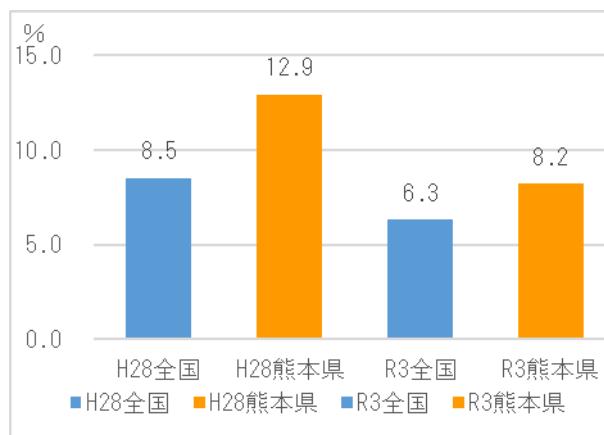


表3 九州各県の行動者率

	行動者率	全国順位	九州内順位
佐賀県	8.6	1	1
鹿児島県	8.6	2	2
宮崎県	8.4	3	3
熊本県	8.2	4	4
大分県	7.4	17	5
長崎県	7.3	19	6
福岡県	6.6	28	7
沖縄県	3.6	47	8

(出典：総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」)

(4) ギャンブル等依存症者の受療状況

NDB（ナショナルデータベース）⁷によると、本県のギャンブル等依存症の外来患者数（年1回以上及び継続）は令和元年度まで増加し、令和2年以降は、減少傾向にありましたが、令和4年度で再び増加に転じています。また、入院患者数も、平成29年度以降、令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度の入院患者数は11人となり、微増となっています。

表4 県内医療機関における診療実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入院診療を行った医療機関数	4	5	5	6	3	3
外来診療を行った医療機関数	8	9	11	12	9	14
入院患者数	28	21	21	18	1-9	11
外来患者数	94	107	121	115	110	122

(出典：国立精神・神経医療研究センター 精神保健福祉資料)

⁶ 年1回以上ばらんこを行う行為が直ちに依存症につながるということではありません。

⁷ 厚生労働省が医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースのことです。

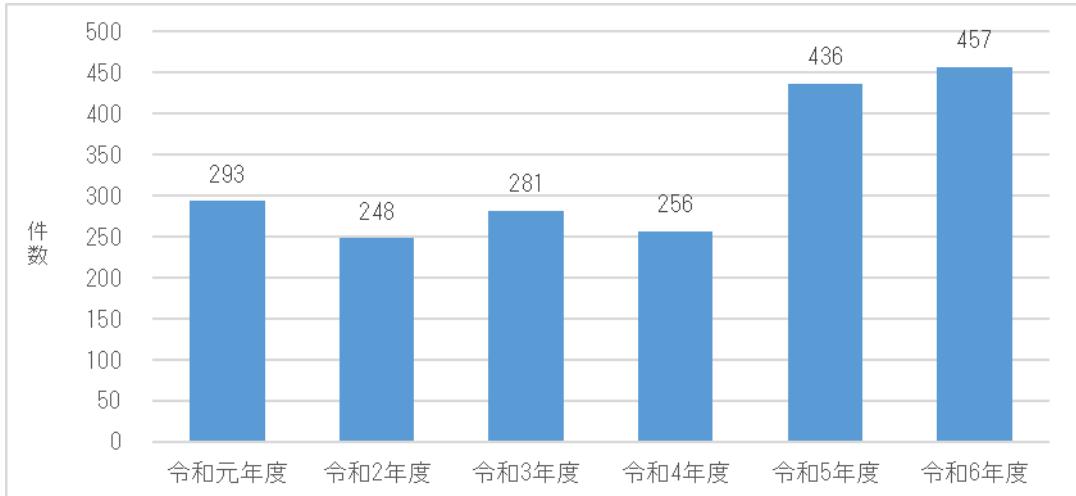
3 ギャンブル等依存症者の相談状況

(1) 県内相談機関への相談状況

熊本県内の相談拠点機関（精神保健福祉センター、熊本市こころの健康センター）及び各保健所へのギャンブル等依存症関係の相談件数は図5のとおりです。

令和4年度まで、200件台後半で推移していたものの、令和5年度には400件を超え、大幅に増加しました。その主な要因は、相談拠点機関における電話相談件数の増加によるものです。

図5 各相談機関への相談件数



(出典：熊本県障がい者支援課調べ)

(2) 関係相談機関への相談件数

ぱちんこ・パチスロ遊技の依存に関する相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク⁸」へのギャンブル等依存症に関する相談件数は表5のとおりです。

令和元年度から令和2年度にかけて減少した後は、ほぼ横ばいとなっています。

表5 リカバリーサポート・ネットワークへの相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初回相談件数（熊本県）	26	19	19	14	19	17
初回相談件数（全国）	3,203	1,858	1,537	1,219	1,025	909
延相談件数（全国）	5,222	3,703	3,403	2,937	3,216	3,550

(出典：リカバリーサポート・ネットワーク報告書)

⁸ ぱちんこ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に全日本遊技事業協同組合連合会の支援を受け設立された非営利の相談機関で、本人や家族等からの相談を受け付けています。

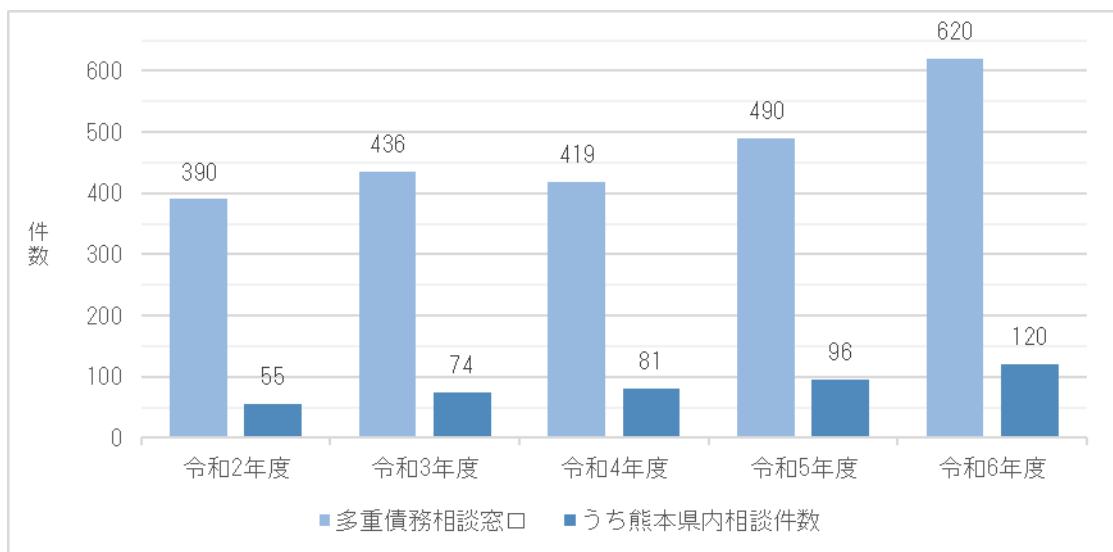
4 ギャンブル等依存症者に関する諸問題の状況

(1) 多重債務関係の相談状況

ギャンブル等依存症に関連して発生する主な問題の一つに多重債務があります。多重債務とは、複数の業者から借金をしていて、返済が困難になっている状態のことです。

九州財務局における相談件数は、令和4年度まで、400件前後で推移していたものの、令和5年度には400件後半となり、令和6年度には600件を超えるました。その要因としては、「商品サービスの購入」によるものが、大きな割合を占めています(図7)。なお、全相談件数に占める熊本県内の相談件数の割合は、概ね10%代後半となっています。

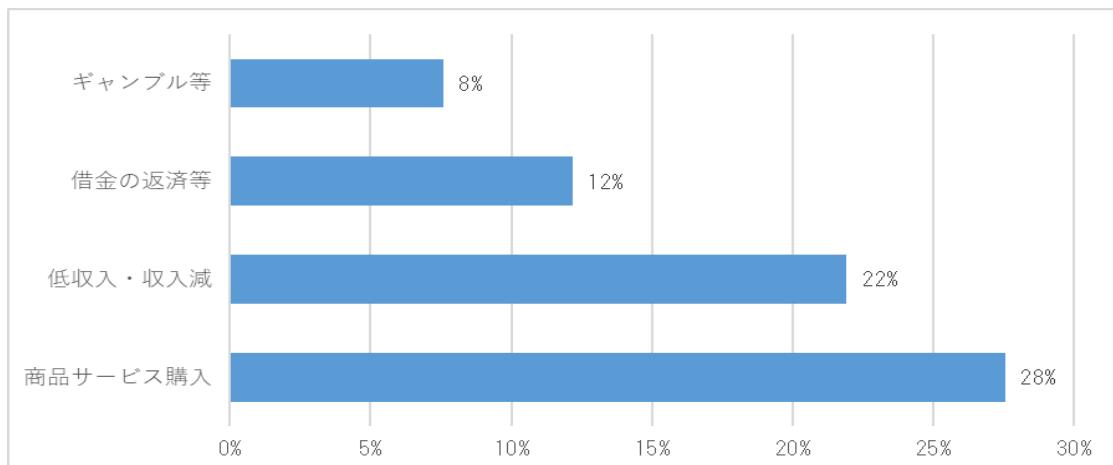
図6 九州財務局における多重債務に関する相談件数



(出典：九州財務局資料)

また、令和6年度の九州財務局の多重相談窓口における相談で債務の原因として挙げられたもの(複数回答可)のうち、「ギャンブル等」は、高い方から4番目となっており、8%を占めています。

図7 九州財務局多重債務相談窓口における債務の原因(複数回答可)



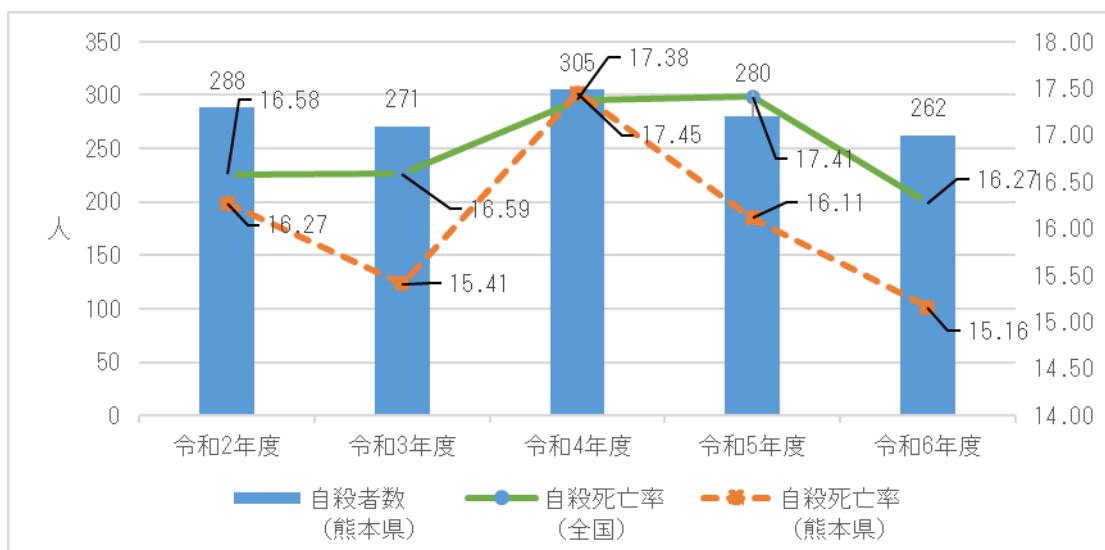
(出典：九州財務局資料)

(2) 自殺死亡率⁹及び熊本県における自殺者数

過去 5 年間における全国及び熊本県の自殺死亡率及び熊本県の自殺者数は図 8 のとおりです。

自殺死亡率については、全国平均が緩やかに増減している一方、本県では、令和 4 年度を除き、全国平均を下回る状況が続いており、近年は減少しています。また、自殺者数についても、令和 4 年度を頂点に減少が続いています。

図 8 全国及び熊本県における自殺者数及び自殺死亡率の推移



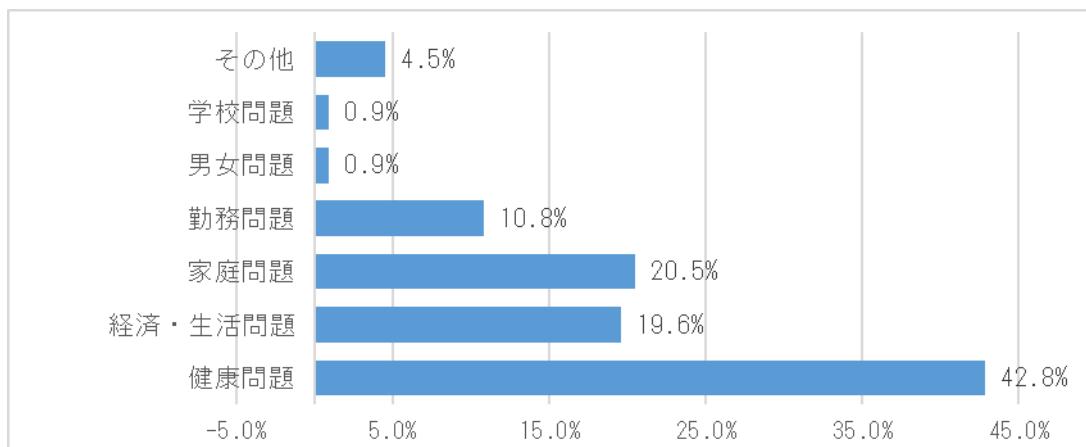
(出典:厚労省 地域における自殺の基礎資料)

また、令和 6 年度の熊本県における原因別の自殺者数の割合は図 9 のとおりです。

「健康問題」が 42.8% で最も多く、次いで「家庭問題」が 20.5%、「経済・生活問題」が 19.6% の順となっており、全国とほぼ同じ状況となっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因や背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図 9 令和 5 年度における熊本県の原因別自殺者数の割合



(出典:厚労省 地域における自殺の基礎資料)

⁹ 人口 10 万人当たりの自殺者数のことです。

5 医療機関及び民間団体の活動の状況

- 本県におけるギャンブル等依存症の診療体制を整備するため、ギャンブル等依存症の専門的な医療を提供できる専門医療機関を2ヵ所、依存症に関する取組の情報発信や、ギャンブル等依存症に関する研修等を実施する治療拠点機関を2ヵ所選定しています。
- 県内においてギャンブル等依存症の診療が可能な医療機関は、令和5年12月時点で、上記専門医療機関等を含め合計17ヵ所あり、少しずつ増加していますが、山鹿、阿蘇、御船、宇城、球磨、天草保健所圏域においてギャンブル等依存症に対応できる医療機関はありません。
- 民間団体については、ギャンブル等依存症である当事者が集い、互いの過去の経験や現在の状況を語り合うことで依存克服を目指す「ギャンブルーズ・アノニマス（GA）」や、ギャンブル等依存症である者の家族や友人が集い語り合う「ギャマノン（GAM-ANON）」があり、熊本市、菊陽町、玉名市等でミーティング活動を行っています。
- 多重債務被害の根絶や被害者の生活再建を支援することを目的とした「熊本クレ・サラ被害をなくす会」は、借金問題への相談支援やギャンブル等依存症者の医療機関退院後の生活再建に向けた支援、ギャンブル等依存症に関する講演等の活動を行っています。

＜参考＞ギャンブル等依存症の診療が可能な県内医療機関（令和7年8月時点）

【熊本市】向陽台病院※・桜が丘病院・池田病院・こころの元氣クリニック・藤崎宮前クリニック・新屋敷在宅クリニック・新町メンタルクリニック・熊本心身医療クリニック・なごみクリニック・よもぎクリニック・あらきメンタルクリニック・上熊本内科

【玉名市】城ヶ崎病院 【菊陽町】菊陽病院※ 【八代市】八代更生病院、八代労災病院

【水俣市】神経内科リハビリテーション協立クリニック

※ギャンブル等依存症専門医療機関及び治療拠点機関

6 ギャンブル等依存症対策を推進する上での主な課題

- 県内においてギャンブル等依存症が疑われる人数（推計約2万人）と比べると、医療機関の受療へつながっている人数（122人）や相談機関への相談件数（457件）が大幅に少ないことから、支援が必要な方が医療機関や相談機関へつながりにくい現状にあることも想定されます。
ギャンブル等依存症への理解や正しい知識、医療機関・相談機関等の情報の普及・啓発や、研修等を通してギャンブル等依存症に対応できる人材（医療関係者や相談窓口の相談員等）の育成、自助グループと連携しての取組等を引き続き推進していく必要があります。
- ギャンブル等依存症専門医療機関については、1ヵ所から2ヵ所へ増加したものの、ギャンブル等依存症の診療等に対応できる医療機関が全くない圏域がある等、ギャンブル等依存症を専門的に診療ができる医療機関が少なく、ギャンブル等依存症患者が遠方から受診・通院せざるを得ない状況は続いている。
地域において早期に適切な受療につなぐことができるよう、人材育成や専門医療機関等の整備を進め県内各地域の医療体制をより充実させる必要があります。
- ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺、その他の精神障がい等の諸問題を総合的に解決するため、各関係機関との連携を強化し、いつでもどこでも適切な支援が受けられる体制の整備を進め、ギャンブル等依存症者への包括的な支援の実現を図っていく必要があります。
- 若年層への、正しい知識の普及と共感的な啓発の必要があります。
- 近年の社会状況の変化を踏まえ、競輪などの公営競技におけるインターネット投票の利用が増加しています。このような利用実態を踏まえた依存症対策の充実を図っていく必要があります。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

ギャンブル等依存症に関する正しい知識を広く県民に普及し、関係機関と連携しながらギャンブル等依存症の各段階に応じた支援を充実させることにより、誰もが健全に安心して生活できる熊本の実現を目指します。

2 基本方針

(1) 正しい知識の普及・啓発及び不適切な誘引の防止

ギャンブル等へののめり込みに伴うリスクや、ギャンブル等依存症について正しく理解し、ギャンブル等を適切に楽しむための教育・啓発を推進するとともに、公営競技関係事業者等と協力し、公営競技におけるインターネット投票が増加している現状を踏まえた普及・啓発や不適切な誘引の防止を図る取組を推進します。

(2) 必要な支援につなげる相談支援体制の整備

県精神保健福祉センターや保健所を中心に、関係機関や自助グループ及び民間団体等と幅広く連携して、適切な助言、相談、社会復帰の支援につなげる体制を整備するなど、ギャンブル等依存症をその対象に含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進め、ギャンブル等依存症者への包括的な支援の実現を目指します。

(3) 医療における質の向上と関係機関との連携の促進

適切な治療を身近な地域で受けられるよう、専門的な医療を提供できる専門医療機関や、治療、研究、人材育成等の中心となる治療拠点機関の整備を引き続き進めるとともに、ギャンブル等依存症への早期介入を含め、一般医療機関や各種相談窓口との連携を引き続き推進していきます。

(4) ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための理解促進

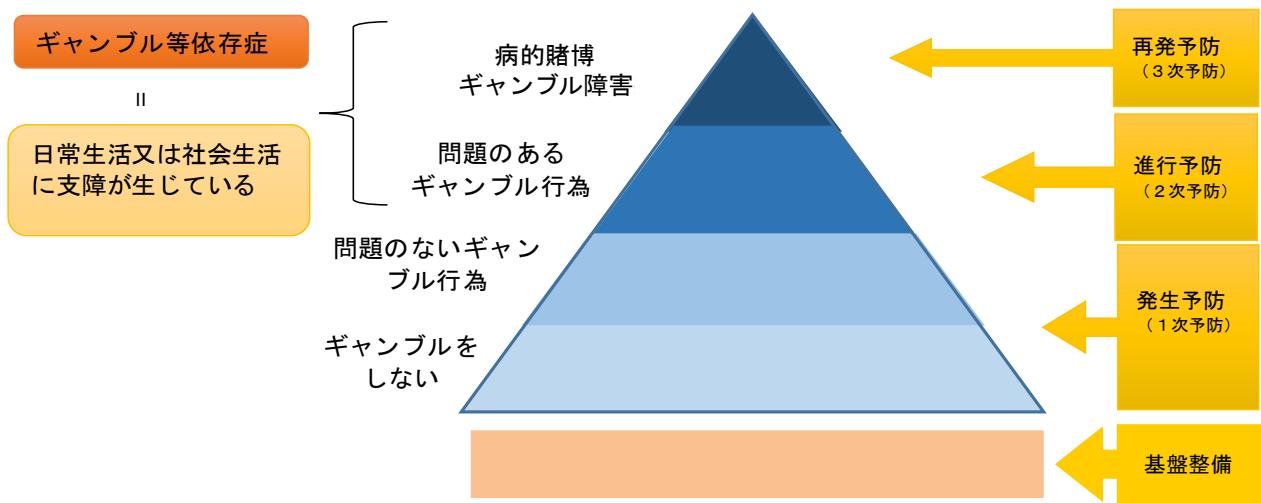
ギャンブル等依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰についての理解を促進し、相談機関や自助グループ等、各関係機関と連携して必要な支援を行う体制を引き続き整備していきます。

(5) ギャンブル等依存症に関連する諸問題の総合的な解決に向けた体制の整備

ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺、その他の精神障がい等の諸問題を総合的に解決するために、それぞれの専門機関と連携した支援体制を引き続き整備していきます。

3 施策体系

施策体系のイメージは次のとおりです。



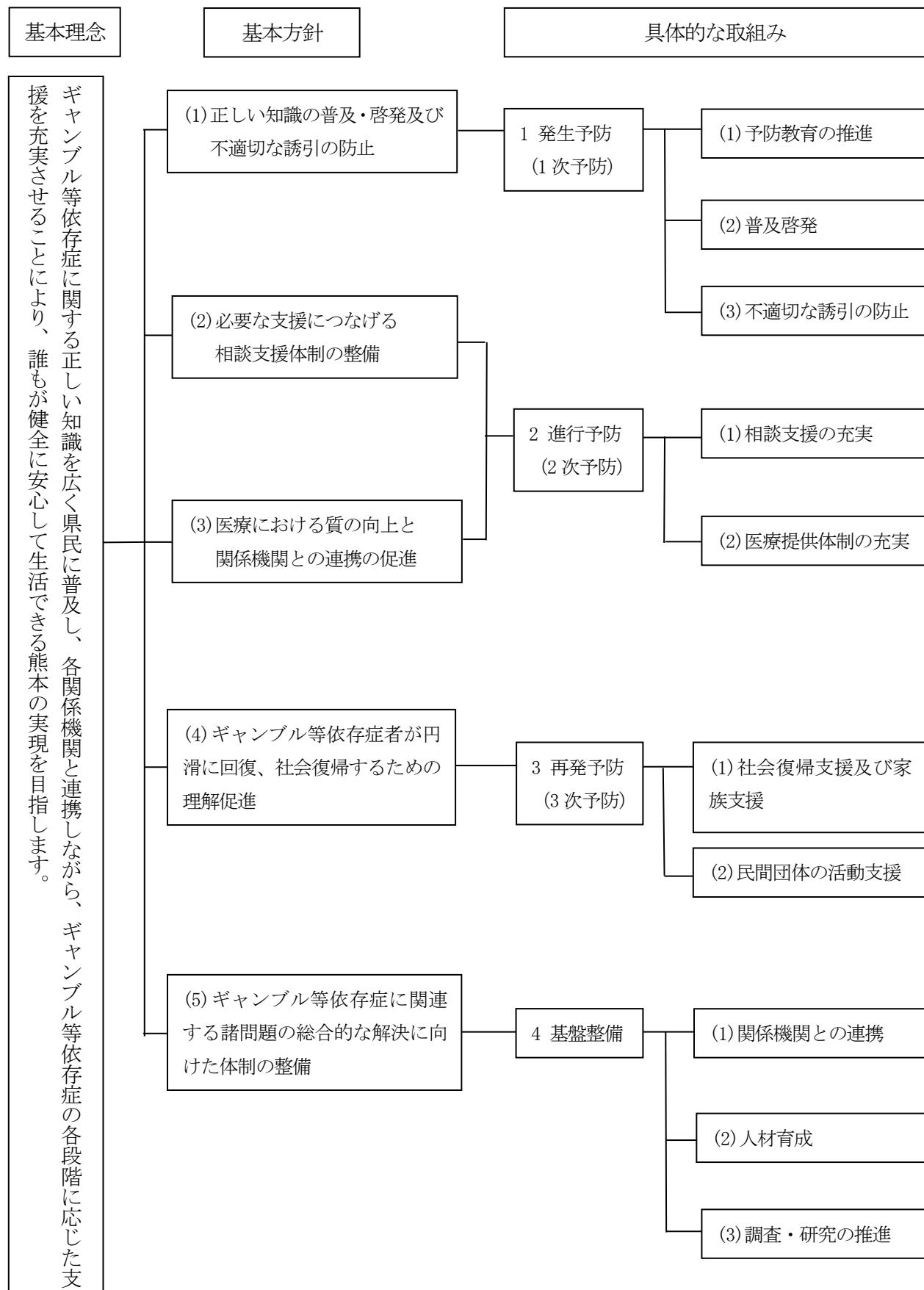
「ギャンブルをしない」及び「問題のないギャンブル行為」に該当する者には、ギャンブル等依存症の発生予防に関する施策（1次予防）、ギャンブル等依存症の疑いのある「問題のあるギャンブル行為」に該当する者には、依存症の進行予防に関する施策（2次予防）、「病的賭博¹⁰」や「ギャンブル障害¹¹」を既に発症している者には、依存症からの回復及び再発予防に関する施策（3次予防）を展開していきます。

また、これらの施策を展開する上で、支援体制等を整えるための基盤整備にも引き続き取り組みます。

¹⁰ WHO（世界保健機関）が作成した国際疾病分類である ICD (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems) -10 の分類において、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的な生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されています。

¹¹ アメリカ精神医学会作成した診断マニュアルである DMS(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)-5 の分類において、「臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動」と定義されています。

基本理念を柱として、5つの基本方針を設定し、それぞれの方針に対応した具体的な取組を実施することにより、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。



目標1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたってギャンブル等依存症の発生を予防する。

ギャンブル等依存症は、

- ・患者本人及び家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせること
- ・多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺等の重大な社会問題を生じさせる可能性があること
- ・ギャンブル等依存症は患者本人が病気である認識を持ちにくいこと
- ・誰もがなり得る可能性があること
- ・適切な医療や支援により回復が可能であること等について、県民に十分に理解されているとは言い難いことから、正しい知識を普及・啓発するため、次の取組を実施します。

実施内容	目標
普及啓発を目的とした講演会や研修会等の実施	年1回以上
学習機会確保のための高等学校や大学等への啓発資料等の提供	年1回以上

目標2 ギャンブル等依存症に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目がない支援体制を整備する。

令和7年度現在、ギャンブル等依存症の専門医療機関及び治療拠点機関は、第1期計画策定期の1カ所から2カ所に増加したものの、引き続き県内地域での医療体制の充実を図るために、地域的なバランスも考慮しながら専門医療機関を継続して選定します。

また、ギャンブル等依存症に対応できる人材を育成し、予防、相談、治療、回復の各段階における支援体制を整備するために、次の取組を実施します。

実施内容	目標
専門医療機関の選定	専門医療機関：3カ所以上選定
医療機関及び相談機関等を対象とした研修の実施	年1回以上
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組による保健所圏域ごとの協議の場の開催	年1回以上

第5章 具体的な取組み

1 発生予防（1次予防）

（1）予防教育の推進

○ 若年者に対する依存症への理解の促進

- ・ 小学校・中学校・高校におけるポスターの掲示やリーフレット配布、SNSを活用した啓発活動、学校の授業等を通して、若年者へのギャンブル等依存症に対する理解と正しい知識の普及に引き続き取り組んでいきます。
- ・ 学習指導要領の改訂に伴い、令和4年度から高等学校の保健体育の授業において、精神疾患の一つとして、ギャンブル等依存症についての学習が始まったことを踏まえ、こうした授業を通じて、高等学校等におけるギャンブル等依存症に関する知識の普及・啓発に取り組んでいきます。

○ インターネット・ゲーム依存症予防への取組み

インターネットやゲーム、スマートフォン、学校配布のタブレット等へのめり込むと、将来ギャンブル等依存症へと繋がる可能性があるため、リーフレット等を活用した普及啓発、学校での授業や講演会、家庭内でのルール作りの促進等に向けた取組みを引き続き行なっていきます。

また、子どもを育てる保護者が子どものインターネットやゲーム依存、金銭問題について、正しい知識を持てるよう啓発活動を強化します。

（2）普及啓発

○ 啓発資料等を活用した普及啓発

ギャンブル等依存症啓発週間（毎年5月14日～20日）を始め、様々な機会においてギャンブル等依存症に関するポスターやリーフレット等の掲示・配布を通して、県民への各種相談窓口等の周知や正しい知識の普及に引き続き取り組みます。

○ 職場等における普及啓発

職場における事業主、人事労務担当者、衛生管理者、労働者、産業医等を対象にギャンブル等依存症に関する研修を行い、正しい知識の普及・啓発に引き続き取り組みます。

○ 遊技施設における普及啓発

ぱちんこ店、熊本県遊技業協同組合、県警本部と連携し、各店舗での見やすい場所でのポスター掲示の呼びかけ等、ぱちんこ依存防止のための広報活動を行なっています。また、自己申告・家族申告プログラム¹²の普及に向け、引き続き、ぱちんこ店への働きかけを行ないます。

○ 講演会・研修会等の実施

ギャンブル等依存症に関する講演会・研修会等を引き続き、実施していきます。

¹² 遊技店舗を利用する者が、1日の使用金額や遊技時間、1カ月の来店回数を自己申告もしくはその家族が申告すると、その上限を超えた場合に店舗スタッフがその事実を本人（及び家族）にお知らせする仕組みのことです。これにより、のめり込みを抑制し、適度に楽しめる遊技環境のサポートを行ないます。県内にある全てのぱちんこ店でプログラムを導入済です。

○ 公営競技における普及啓発活動や入場制限・利用制限等の実施

- ・ 熊本競輪では、ホームページでギャンブル等依存症に関する注意喚起や問合せ先の周知を行うほか、場内モニター・場内放送や出走表への印字等を活用し、注意喚起を行います。
- ・ また、本人や家族からの申告による競技場内への入場制限や、インターネット投票の利用制限等を活用し、ギャンブルへののめり込みの防止を図っていきます。

○ インターネット上の違法賭博に対する啓発の強化

オンラインカジノを含むインターネット上の違法賭博行為に関する法的リスクや依存症の危険性について、関係機関と連携した啓発活動を強化します。

(3) 不適切な誘引の防止

○ 若年者の入場制限の徹底

ぱちんこ店舗入口での「18歳未満立入禁止」の表示や身分証による確認の徹底、公営競技場における20歳未満の者のみの入場者に対する警備員の声掛けを強化する等、若年者の入場制限の徹底を図っていきます。

○ ぱちんこ店舗におけるATM等の撤去等の推進

熊本県遊技業協同組合では、ATM等の撤去等に向けた検討を継続し、その結果を踏まえ、順次撤去等を推進していきます。

2 進行予防（2次予防）

(1) 相談支援の充実

○ 地域における相談窓口の整備

県の相談拠点機関である熊本県精神保健福祉センターをはじめ、熊本市の相談拠点機関である熊本市こころの健康センター及び地域の精神保健相談窓口である各保健所・市町村と連携し、地域における相談支援体制の整備に引き続き取り組みます。

○ 電話相談員や依存症専門相談員の設置

熊本県精神保健福祉センターにおいて、電話相談員を設置し、依存症や孤立を含めた電話相談に対応するほか、精神保健福祉士等の医療関係の有資格者や借金問題を専門とするNPO法人職員を専門相談員として設置し、対面による相談対応を引き続き実施します。

○ 個別相談や情報提供等の実施

熊本県精神保健福祉センターや熊本市こころの健康センターにおいて、医師や依存症専門相談員による個別相談を実施するほか、県内保健所で、保健師や嘱託医が精神保健福祉相談を実施し、必要に応じて受診勧奨や自助グループ・家族会、地域版依存症相談会等の情報提供等を引き続き行います。

また、これらの機関が児童相談所、市町村子ども家庭センター等と連携し、ギャンブル等依存症リスクを抱える子育て中の家庭への支援にも取り組みます。

○ 生活困窮者への相談支援

- ・ ギャンブル等依存症が原因で家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で、必要な助言・指導等を行い、家計の早期改善に引き続き取り組んでいきます。
- ・ 消費者行政、保健・福祉、税金等徴収部門や公共料金等の担当職員等を対象に研修を実施し、引き続き生活困窮者の生活再生支援に対応できる人材を育成していきます。

○ 多重債務者への相談支援

- ・ 多重債務者相談キャンペーンや自殺予防週間に合わせた相談会を引き続き実施していきます。
- ・ 多重債務等を抱え、総合的な生活再生支援が必要なギャンブル等依存症者に対して、相談・サポート・貸付等を行い、引き続き支援していきます。

○ 民間団体への支援及び各相談機関の連携強化

- ・ 熊本県弁護士会と連携し、ギャンブル等依存症による多重債務等の消費者相談に引き続き対応していきます。
- ・ 専門医療機関と多重債務問題に取組む NPO 法人や司法関係団体等との連携を強化・促進していきます。

○ 公営競技における相談窓口の設置や各種相談窓口の紹介

熊本競輪において、競輪場内にギャンブル等依存症に関する相談窓口を設置し、相談対応を行うほか、各種相談機関に関する情報提供等を行い、これらの機関への適切な紹介を行っていきます。

○ ぱちんこ依存問題相談機関の紹介

熊本県遊技業協同組合において、各ぱちんこ店と連携し、ぱちんこ等に係るギャンブル等依存症に関する電話相談を行うリカバリーサポート・ネットワーク (RSN) のポスターを各ぱちんこ店舗内に掲示するなど、RSN が行う活動を支援し、引き続き相談機関の紹介を推進していきます。

(2) 医療提供体制の充実

○ 専門医療機関の選定

現在選定しているギャンブル等依存症専門医療機関（2 カ所）に加え、各地域においてギャンブル等依存症の治療に従事している医療機関を専門医療機関として選定し、地域における医療提供体制の充実を引き続き図っていきます。

○ 地域における診療体制の充実

- ・ ギャンブル等依存症の診療等に対応できる医療機関が全ての圏域に設置されるよう、病院やクリニックに働きかけを行い、診療体制の充実を引き続き図っていきます。
- ・ 医療圏域ごとに受診可能な医療機関情報を県のホームページで引き続き公開し、適切な医療情報の提供を行っていきます。

○ 研修会等の実施

治療拠点機関、相談拠点機関及び関係機関の連携を強化し、医療関係者や相談支援者等を対象とした研修会や情報提供等を実施することで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を引き続き育成していきます。

3 再発予防（3次予防）

（1）社会復帰支援及び家族支援

○ 生活困窮者への支援

ギャンブル等依存症が原因で家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにした上で、必要な助言・指導等を行い、家計の早期改善に引き続き取り組んでいきます。（再掲）

○ 多重債務者への支援

多重債務等を抱え、総合的な生活再生支援が必要なギャンブル等依存症者に対して、相談・サポート・貸付等を行い、引き続き支援していきます。（再掲）

○ 職域における支援

ギャンブル等依存症者の復職・就労について、職場において正しい理解や適切な支援が受けられるようハローワークや熊本産業保健総合支援センター等と連携し、引き続き取組んでいきます。

○ 医療機関・相談拠点機関での取組み

- ・ 医療機関や相談拠点機関において、依存症回復支援プログラムや依存症家族教室等を実施し、依存症からの回復を引き続き支援していきます。
- ・ 熊本県精神保健福祉センターにおいて、当事者が自身の体験を振り返ることで再発防止や回復を支援する「依存症回復プログラム（KUMARPP¹³、SAT-G¹⁴）」や依存症者の家族を支援する「依存症家族ミーティング」や「依存症家族支援プログラム（KUMAFT¹⁵）」を引き続き実施していきます。
- ・ 熊本市こころの健康センターにおいて、当事者に対しては回復プログラムである「アディクション行動変容グループプログラム¹⁶」や個別面談において「SAT-G」を実施するほか、依存症者の家族に対しては、依存症への理解を深める「家族教室」を引き続き実施していきます。
- ・ 依存症専門医療機関である菊陽病院や向陽台病院において、当事者や家族を対象とした「家族教室」、「ギャンブル等依存症者のテーマミーティング」等を引き続き実施していきます。

¹³ 熊本県精神保健福祉センターが実施する依存症を抱える当事者向けの回復プログラムのことで、グループで依存症について学んだり話し合うことによる回復を目指す取組みです。

¹⁴ Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder の略で、島根県が考案したギャンブル障がい回復トレーニングプログラムのことです。ギャンブル等に頼らない生活を取り戻すことを目指した当事者向けプログラムとなっています。

¹⁵ 熊本県精神保健福祉センターが実施する依存問題を抱える者の家族に向けたプログラムのことで、依存症への理解を深め、効果的なコミュニケーションや対応等について学ぶ取組みです。

¹⁶ 熊本市こころの健康センターが実施する、あらゆる依存症を対象とし、やめたくてもやめられない行動を変えていくことを目的としたグループセラピーの取組みです。

○ 民間団体の取組み

- ・ 自助グループ等において当事者のミーティングや依存症者の家族支援等を実施します。
- ・ GA (Gamblers Anonymous) において、熊本市、菊陽町、玉名市等において、当事者同士が自身の経験を語り合うことで依存症回復を目指すミーティング等を相談支援機関や医療機関とも連携し、引き続き実施していきます。
- ・ ギャマノン (GAM-ANON) において、ギャンブル等依存症である者の家族や友人が集い、それぞれの体験を分かち合うミーティング等を実施することで、問題の解決を引き続き目指していきます。
- ・ 熊本クレ・サラ被害をなくす会において、ギャンブル等依存症者の医療機関退院後の生活再建支援や家族に対するサポートを引き続き実施していきます。

(2) 民間団体の活動支援

○ 自助グループの活動支援

県の補助金により活動への助成を行うほか、各種イベントでの活動支援等を通して自助グループの活動を引き続き支援していきます。

○ 自助グループの活動等の周知

県や関係機関が行う研修や講演において、自助グループにおける回復者の体験談や回復事例を紹介することにより、回復支援における自助グループの役割を周知し、各関係機関との連携を引き続き強化していきます。また、県ホームページ等で自助グループの活動等を紹介し、引き続き県民に広く周知していきます。

4 基盤整備

(1) 相談機関と医療機関等の連携

○ 相談窓口における情報提供

各相談窓口において、医療機関や自助グループに関する情報の他、ギャンブル等依存症に関連して発生する多重債務、貧困、虐待、犯罪、自殺、その他の精神障がい等の諸問題についての各種関連情報の提供に引き続き努めています。

○ 地域における相談体制の強化

相談拠点機関、保健所、市町村、自助グループ等が情報を共有し、依存症者の早期発見、支援につなげるなど、地域における関係団体と連携した相談支援体制を充実させることにより、ギャンブル等依存症をその対象に含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進め、ギャンブル等依存症者への包括的な支援体制の整備を進めています。

○ 医療機関と相談機関の連携

- ・ 治療拠点機関や相談拠点機関が連携し、医療機関や相談機関等の職員を対象にした研修会や情報提供等を行うことで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を引き続き育成していきます。(再掲)
- ・ 専門医療機関と多重債務問題に取組む NPO 法人や法的支援機関との連携を強化・促進していきます。(再掲)

○ 公営競技における相談窓口の設置や各種相談窓口の紹介

熊本競輪において、競輪場内にギャンブル等依存症に関する相談窓口を設置し、相談対応を行うほか、各種相談機関に関する情報提供等を行い、これらの機関への適切な紹介を行っていきます。（再掲）

（2）人材育成

- 県民との接点が多い各種行政部門の職員や相談員、多重債務相談の関係者等を対象とした普及啓発・研修等を実施することにより、ギャンブル等依存症に係る理解を深め、潜在的患者の早期発見、相談機関や医療機関への速やかな紹介が行われるよう取組を継続していきます。
- 依存症相談支援者向けの研修会を実施し、相談支援に関わる人材育成に引き続き取り組んでいきます。
- 治療拠点機関や相談拠点機関、法的支援機関及び関係機関の連携を強化し、医療関係者や相談支援者、法律家等を対象とした研修会や情報提供等を実施することで、ギャンブル等依存症に対応できる人材を引き続き育成していきます。（再掲）
- 消費者行政、保健・福祉、税金等徴収部門や公共料金等の担当職員等を対象に研修を実施し、引き続き生活困窮者の生活再生支援に対応できる人材を育成していきます。（再掲）
- 熊本県遊技業協同組合では、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度¹⁷等により、ぱちんこ店舗における従業員教育を推進し、依存症問題に対して適切に対応できる人材を引き続き育成するとともに、同制度や相談窓口についての周知を行い、気軽に相談できる体制を整えていきます。
- 県が各種研修を行うにあたって、当事者や当事者家族に講話いただく等の協力を仰ぐとともに、関係機関が研修を行う際にも当事者団体や当事者家族団体と連携するよう呼びかけます。

（3）調査・研究の推進

- ギャンブル等依存症対策専門部会の委員が所属する団体を中心に、地域におけるギャンブル等依存症に関する実態及び課題の把握に引き続き努めています。

¹⁷ 遊技客に対して依存問題への適切な案内ができる担当者を各店舗に配置する制度のことです。

1 関連施策との有機的な連携

関係機関が行うギャンブル等依存症に関する施策との有機的な連携が図れるよう、ギャンブル等依存症対策専門部会を中心に相互に必要な連絡・調整をとりながら、関係機関と連携して推進に取り組みます。

2 計画の見直し及び推進体制

計画の策定後も、国の基本計画や本県の関連計画の動向及び社会情勢等の状況を踏まえ、適宜ギャンブル等依存症対策専門部会を開催し、取組状況の確認や必要に応じた計画の見直しを行います。

熊本県依存症対策推進協議会設置要項

(設置及び目的)

第1条 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症対策は、予防的な関わりに加え、当事者及び家族を取り巻く多様な問題に対する支援が必要であることから、医療・保健・福祉・司法等の行政機関と民間団体が連携し、切れ目ない支援を行うことが必要である。そのため、関係機関がお互いの情報を共有するとともに、各機関の役割について理解を深め、日頃から連携した取組を行うこと、また県の依存症対策の取組について、関係機関の意見を聴取し、官民協働した取組を推進することを目的として、熊本県依存症対策推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会における協議内容は、次のとおりとする。

- (1) 県の依存症対策の取組に関する事項。
- (2) 依存症支援体制の構築や関係機関の連携に関する事項。
- (3) その他、依存症対策を推進するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、医療、保健、福祉、教育、司法、学識経験者、民間団体、行政機関等の関係者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 協議会に、副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させることができる。
- 3 協議会が必要と認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、専門的な事項について協議・検討等を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 協議会は、専門部会の決議を以て協議会の決議とすることができる。
- 3 専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

ギャンブル等依存症対策専門部会運営要領

(設置及び名称)

第1条 この専門部会は、熊本県依存症対策推進協議会設置要項第6条の規定に基づき設置し、ギャンブル等依存症対策専門部会（以下、「専門部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 専門部会は、県におけるギャンブル等依存症対策推進のための計画策定や見直し、評価及び進捗に関する事項、県の取組みに関する事項、その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項について、協議・検討を行う。

(構成)

第3条 専門部会は、熊本県依存症対策推進協議会（以下、「協議会」という。）の委員から、ギャンブル等依存症に関する機関の委員をもって構成する。また、専門部会の部会長は、協議会の会長とする。

(会議)

第4条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させることができる。
- 3 専門部会が必要と認めるときは、関係者から意見を聴取することができる。

(事務局)

第5条 専門部会の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課に置くものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月27日から施行する。

◆相談窓口一覧

(1) 依存症相談拠点機関

名称	電話番号
熊本県精神保健福祉センター	096-386-1166
熊本市こころの健康センター	096-362-8100

(2) 保健所

保健所名	管轄市町村	電話番号
有明保健所	荒尾市・玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町	0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市	0968-44-4121
菊池保健所	菊池市・合志市・大津町・菊陽町	0968-25-4138
阿蘇保健所	阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・西原村・南阿蘇村	0967-24-9036
御船保健所	御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町	096-282-0016
宇城保健所	宇土市・宇城市・美里町	0964-32-1207
八代保健所	八代市・氷川町	0965-33-3229
水俣保健所	水俣市・芦北町・津奈木町	0966-63-4104
人吉保健所	人吉市・錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・あさぎり町	0966-22-3107
天草保健所	上天草市・天草市・苓北町	0969-23-0172

(3) ギャンブル等依存症治療拠点機関

- 社会医療法人芳和会 菊陽病院

住所:熊本県菊池郡菊陽町大字原水 5587

電話:096-232-3171 (代表)

- 医療法人横田会 向陽台病院

住所:熊本県熊本市北区植木町鎧田 1025

電話: 096-272-7211 (代表)

※ 上記2医療機関は、ギャンブル等依存症専門医療機関を兼ねる。

(4) 民間団体

- GA (Gamblers Anonymous)

GA 日本インフォメーションセンター (JIC)

住所:神奈川県大和市大和東 3-14-6 KN ハウス 101

電話:046-240-7279 ※ 電話対応は毎月最終週の日曜日 (11:00~15:00)

- ギャマノン (GAM-MANON)
一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス
電話:03-6659-4879 (毎週月曜日・木曜日 10:00～12:00)
- NPO 法人 熊本クレ・サラ被害をなくす会
電話:096-351-7400 (月曜日～金曜日 9:30～17:00、土曜日 9:30～12:00)
- 認定特定非営利活動法人 リカバリーサポートネットワーク (RSN)
電話:050-3541-6420 (月曜日～金曜日 (祝日除く) 10:00～22:00)
※ 受付は 21:30 まで)
- 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター
電話:0120-321-153 (平日 9:00～17:00 (土曜日・祝日・年末年始を除く))
メール:<https://tms-soudan.com/gamble/> (※受付から概ね 3 営業日以内に返信)

(5) お金に関する相談先

- 熊本県消費生活センター
電話:096-383-0999 (月曜日～金曜日:9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く))
- 熊本市消費者センター
電話:096-353-2500 (月曜日～金曜日:9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く))
- 九州財務局 多重債務相談窓口
電話:096-351-0150 (月曜日～金曜日:9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く))
- グリーンコープ生活再生相談室 (グリーンコープ生活協同組合くまもと)
電話:096-243-2100 (月曜日～金曜日:8:30～17:30、第1・第3 土曜日:9:00～12:00)